

水道だより



2016年10月号 No.176

発行日/平成28年10月14日

越谷・松伏水道企業団のホームページをご覧ください。

<http://www.koshi-matsu.koshigaya.saitama.jp/>

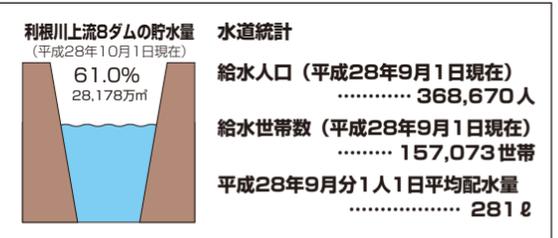
TEL 048-966-3931
FAX 048-963-0706



編集・発行

越谷・松伏水道企業団

〒343-8505 越谷市越ヶ谷三丁目5番22号



越谷・松伏水道企業団は、越谷市と松伏町の水道事業を行っている特別地方公共団体です。昭和44年(1969年)4月に設立されて以来、皆さまに安全な水を安定的に供給するよう努めています。

今号の主な内容

安全な水の給水を目指して 1面

水質検査について 2面

漏水チェックについて 3面

水道教室参加体験記 3面

企業団からのお知らせ 4面



水質検査の様子

水道法で定められた水質基準を満たす安全な水道水をお届けするために、毎年策定する「水質検査計画」※1に基づき、徹底した水質検査を行っています。

水質検査の徹底

企業団では、常に安全で良質な水道水を皆さんにお届けできるよう、水源から蛇口までの水質検査を徹底し、万全な水質管理体制を整えています。

今年度からスタートした当企業団の基本計画である「水道事業マスタープラン」では、「強靱」、「安全」、「持続」の3つの基本方針を掲げています。前号の「強靱」に引き続き、今号では「安全」の取り組みについて紹介します。

安全

な水の給水を目指して

検査においては、その精度を確保するため、計画的に水質検査機器を更新するなど、水質検査体制の充実に努めています。



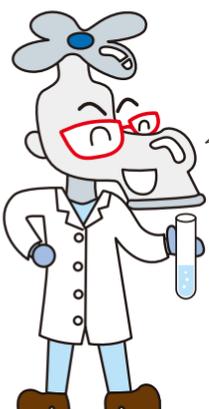
揮発性有機化合物の検査機器

また、水質汚染事故など水道の安定供給に支障をきたす様々なリスクに備えるため、今年3月には、「水安全計画」※2を策定しました。

※1「水質検査計画」：法令で定められている水質基準項目51項目の水質検査を実施するための計画

※2「水安全計画」：水源から蛇口までの全ての過程におけるリスクを分析し、その対処法をまとめた計画

徹底した水質検査により、常に安全で安心な水をお届けしています。



良質な水道水の維持

マンションなどの共同住宅やビル等に設置されている貯水槽は、定期的な維持・衛生管理が必要なことから、衛生行政と連携し、設置者に対して定期点検や清掃などの必要性について周知と啓発を行っています。あわせて、安定して良質な水道水を供給できる直結給水(フレッシュ給水)方式への切り替えなど、その普及に継続して取り組んでいます。また、配水管において赤水などと呼ばれる濁水の発生を防止するため、配水管洗浄を計画的に行っています。

水道水って本当に安全なの？

答えはYESです。

水道水は国が定めた51項目にも及び検査を行なっています(詳しくは2面を参照)。ちなみに、ペットボトル水は18項目。同じ検査項目でも、基準値は水道水の方がはるかに厳しく、求められる検査の回数も多くなっています。

海外に行った経験のある方なら、日本の水道ほど安全な水はないと実感されているのではないのでしょうか。しかも、安い。市販の500mlペットボトルの値段で、水道水ならば約1,800本相当の量となります。お風呂の浴槽の量でも20円程度。水道水は安全な上に廉価ですので、安心してお使いください。

給水栓水質検査結果

平成28年8月1日採水

区分	検査項目	単位	基準値	検査結果		
健康に関する項目 (31項目)	生物	一般細菌	個/ml	100以下	0	
		大腸菌		検出されないこと	不検出	
	重金属	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	0.0003未満	
		水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	0.00005未満	
		セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	
		鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	
		ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	
		六価クロム化合物	mg/l	0.05以下	0.005未満	
	無機物	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下	0.004未満	
		シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	0.001未満	
		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	1.12~1.48	
		フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	0.11~0.14	
		ホウ素及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.1未満	
		有機物	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	0.0002未満
	1,4-ジオキサン		mg/l	0.05以下	0.005未満	
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		mg/l	0.04以下	0.001未満	
	ジクロロメタン		mg/l	0.02以下	0.001未満	
	テトラクロロエチレン		mg/l	0.01以下	0.001未満	
	トリクロロエチレン		mg/l	0.01以下	0.001未満	
	ベンゼン		mg/l	0.01以下	0.001未満	
	消毒により生成される項目		塩素酸	mg/l	0.6以下	0.10~0.15
			クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	0.002未満~0.002
			クロロホルム	mg/l	0.06以下	0.003~0.025
		ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	0.003未満~0.012	
		ジブromクロロメタン	mg/l	0.1以下	0.007~0.010	
		臭素酸	mg/l	0.01以下	0.001未満~0.004	
		総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	0.021~0.051	
		トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下	0.003未満~0.013	
		ブromジクロロメタン	mg/l	0.03以下	0.006~0.016	
		ブromホルム	mg/l	0.09以下	0.001~0.003	
	水道水の性状に関連する項目 (20項目)	色	色度	度	5以下	0.5未満~0.7
濁度			度	2以下	0.1未満	
臭気				異常でないこと	異常なし	
臭気				異常でないこと	異常なし	
味		味		異常でないこと	異常なし	
		臭気		異常でないこと	異常なし	
泡		泡		異常でないこと	異常なし	
		臭気		異常でないこと	異常なし	
臭気		臭気		異常でないこと	異常なし	
		臭気		異常でないこと	異常なし	
基本的な項目	pH値		5.8 ~ 8.6	6.9~7.2		
	味		異常でないこと	異常なし		
基本的な項目	臭気		異常でないこと	異常なし		
	色度	度	5以下	0.5未満~0.7		
基本的な項目	濁度	度	2以下	0.1未満		

水質検査について

水質検査の実施

浄水場配水場

浄水場・配水場では、水質基準項目(左表のとおり)を毎月検査しています。浄水場で検査している水は**原水、浄水処理した水、配水**です。配水場では**原水、配水**を検査しています。(下図「浄水場配水場で検査する水」参照)

放射性物質の検査

埼玉県営の庄和浄水場・新三郷浄水場から企業団の各配水場に送られる水道水は、埼玉県が放射性物質の検査をしています。また、地下水は放射性物質の影響を直接受けることはありませんが、水道水を安心してご利用いただけるよう、企業団が

水質監視装置

浄水場・配水場とお客様の給水栓を結び配水管の末端に近い6地点に、水質監視装置を設置しています。ここでは、毎日連続的に色・濁り・残留塩素等を自動で測定しています。

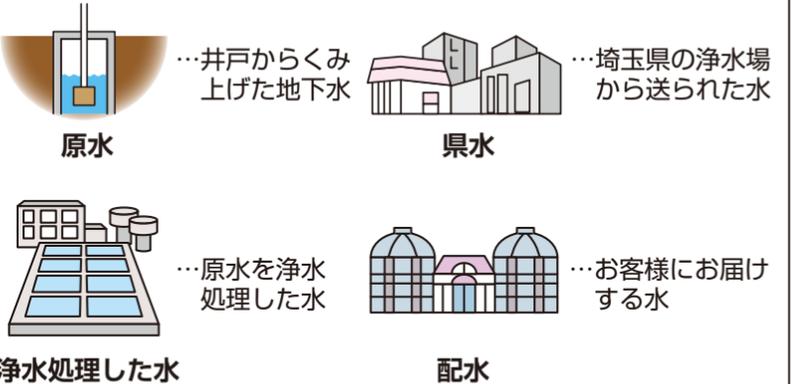
給水栓の水質検査結果

浄水場で浄水処理をした水を毎月検査しています。検査結果は、いずれも不検出です。どうぞ安心ください。

北越谷第二公園(越谷市北越谷) 間久里第四公園(越谷市千間台東) 南越谷第三公園(越谷市蒲生西町) 南部第三公園(越谷市南町) わかば公園(松伏町ゆめみ野)

表の数値は、次の5か所の公園の給水栓において法令で定められた水質検査を実施した結果です。

浄水場・配水場で検査する水



越谷松伏管工事業協同組合

越谷市大沢4-17-17 TEL 048-964-6633 FAX 048-965-2846

水道工事専門店が加盟する組合です。水で困ったとき……まずはご連絡ください。

広告

地区	事業所名	所在地	電話番号	地区	事業所名	所在地	電話番号
桜井	飯山建鉄株式会社	越谷市平方1821	978-6000	蒲生	蒲生水道設備工業株式会社	越谷市蒲生1-3-39	988-3067
新方	株式会社伸和設備	越谷市船渡495-1	978-8711		株式会社水導屋	越谷市蒲生3833-2	987-5359
増林	有限会社ヤマト工業所	越谷市増森2-164-5	962-5555		第一エネルギー設備株式会社	越谷市蒲生茜町13-2	985-7221
	共同工業株式会社	越谷市増森2830-15	964-3561	大沢	株式会社水野工業所	越谷市西方2-25-4	965-0351
	有限会社須賀設備	越谷市東越谷4-8-15	965-2441		株式会社ナカノヤ	越谷市大沢3-28-11	974-8711
	株式会社吉川水道冷熱	越谷市東越谷10-110-13	969-3611	株式会社新興設備	越谷市東大沢4-6-29	966-7781	
大袋	有限会社早山設備	越谷市花田4-7-16	965-2214	越ヶ谷	東彩ガス株式会社	越谷市越ヶ谷1-14-1	964-1382
	株式会社協和設備	越谷市大道478	973-6000		有限会社井戸由管工社	越谷市御殿町3-46	962-3978
荻島	有限会社日栄設備	越谷市恩間29-6	975-6311		株式会社豊田設備	越谷市中町11-4	962-0171
	株式会社桶新設備	越谷市西新井898	974-4716	有限会社社会田設備	越谷市赤山町5-10-12	962-0318	
出羽	有限会社鈴木水道設備	越谷市神明町2-38	964-7048	松伏	今城電気商会	松伏町松伏4818	991-2403
	有限会社渡辺工業所	越谷市神明町2-59-3	962-7505		山崎工業所	松伏町上赤岩859-2	991-2723
	有限会社田中水道工業所	越谷市七左町2-185-1	986-6021		明成工業株式会社	松伏町田中1-4-4	991-2459
	共栄設備株式会社	越谷市七左町4-472-5	986-3299		モリタヤ工業株式会社	松伏町金杉477-2	991-2428
川柳	有限会社東部興業	越谷市川柳町4-374	987-2538				

当企業団の 職員数や給与など

人事行政の運営等の状況をお知らせします

人事行政の公正性と透明性を高めるために、職員数や給与などの人事行政の運営状況を公表します。詳しくは、当企業団ホームページをご覧ください。 ■問合せ 総務課庶務担当 内線259

2 職員の給与について



■職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額 (平成28年4月1日現在)

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 ^{※2}
企業職(一)	39.7歳	307,264円	334,105円
企業職(二)	39.5歳	291,761円	324,165円

※2 給与月額とは、基本給、扶養手当、地域手当の合計のことです。

■主な職員手当 (平成28年4月1日現在)

手当の種類	主な内容(記載金額は月額)
扶養手当	配偶者 13,000円、扶養親族 6,500円、特定の加算 5,000円 ^{※3}
地域手当	給料と扶養手当の月額合計の6%
住居手当	○借家の場合 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 *27,000円を限度 ○新築・購入から5年以内の期間 5,500円 ○上記以外 4,000円
通勤手当	○交通機関利用者 6か月定期等の最も経済的な額 ○自動車等利用者 使用距離に応じ3,800円~31,600円 *上記をあわせて55,000円を限度
管理職手当	局長70,000円、次長55,000円、課長45,000円、調整幹40,000円、副課長35,000円
期末・勤勉手当	○6月期…期末手当1,225月分、勤務手当0.80月分 ○12月期…期末手当1,375月分、勤勉手当0.80月分

※3 扶養親族としての子のうち、満15歳~満22歳の子がいる場合に行うものです。

1 職員数について

■職員の採用の状況

当企業団の職員は、すべて越谷市からの派遣職員で構成されており、独自の採用は行っていません。

■職員の退職

平成27年度の退職者は、8人でした。

■等級別・職名別の職員数 (平成28年4月1日現在)

【企業職(一)】

等級	職名<人数>	合計	
		職員数	構成比(%)
8級	局長<1>、参事<0>	1	1.2
7級	次長<0>、副参事<0>	0	0
6級	課長<4>、調整幹<0>	4	4.7
5級	副課長<4>	4	4.7
4級	主幹(統括)<6>、主幹<23>	29	34.1
3級	主査<4>	4	4.7
2級	主任<7>	7	8.2
1級	主事<20>、技師<16>	36	42.4
計		85	100.0

【企業職(二)】

等級	職名<人数>	合計	
		職員数	構成比(%)
4級	職長<0>	0	0
3級	技能主査<3>、統括技能主任<0>	3	16.7
2級	水道施設管理主任<9>、技能主任<0>、守衛業務主任<1>	10	55.5
1級	水道施設管理員・技能員<4>、守衛<1>	5	27.8
計		18	100.0

■職種別の職員数

職種	平成28年度	平成27年度	増減
事務職員(企一)	43人	45人	△2人
技術職員(企一)	42人	41人	1人
技能職員(企二)	18人	18人	
計	103人	104人	△1人

※職員数は再任用短時間勤務職員を含みません。

漏水のチェックを行いましょ

わずかな漏水でも気づかずにいると、水と水道料金の無駄となります。漏水を早期に発見するために、定期的に次のチェックを行いましょ。

漏水の
早期発見を!!

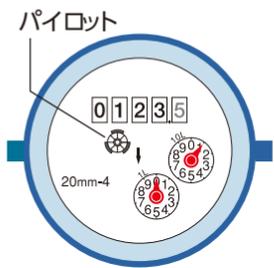


こんなときは漏水かも

- 給水管が埋めてある付近や水道メーターボックスの周りがいつもぬれている。
- 台所や浴室などの配管してある壁や、羽目板などがぬれている。
- 蛇口をすべて閉めても水道メーターのパイロットが回転している。(右図)

※漏水を見つけたら指定給水装置工事事業者(企業団ホームページ「工事店検索」のページ)に連絡してください。

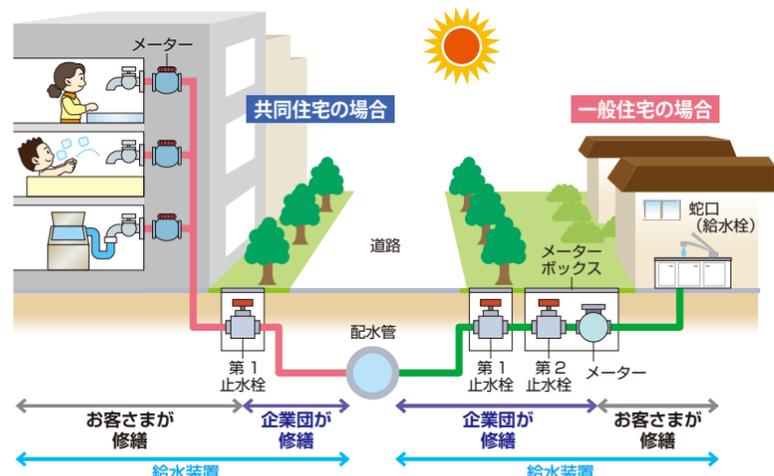
水道メーターで漏水チェック!



- ①家の中の蛇口をすべて閉め、水道メーターのパイロットを確認する。
- ②パイロットが回転していると、水道メーター以降で漏水の疑いあり!

お客様の修繕について

給水装置の漏水は、お客様の費用負担で、指定給水装置工事事業者へ修繕を依頼してください。ただし、一般住宅等では配水管分岐部から水道メーターまでの漏水、共同住宅等では配水管分岐部から第一止水栓までの漏水については、企業団にてサービス修繕を行っています。指定給水装置工事事業者および漏水修繕については、ホームページをご覧ください。



なるほど!!



■問合せ 施設課維持管理担当 内線262

水の日記念イベント

親子水道教室

8月1日に親子水道教室を開きました。参加者の皆さんは、荒川水系の合角ダム(秩父市)と県立川の博物館(寄居町)を訪れ、楽しみながら水の大切さを学びました。

参加体験記

初めて見学した合角ダムはとても大きくて、中は涼しかったです。見学する前は、コンクリートで水をせき止めているだけだと思っていましたが、ダムを管理するため様々な機械や仕組みがあることに驚き、とても勉強になりました。



越谷市 秋山 遙希くん

僕は、蛇口をひねるとあたり前のように水が出ると思っていましたが、テレビで見た他の国では村に井戸が1つしかなく、大変な生活をしているんだなと思いました。

日本はとても水に恵まれています、夏になると毎年水不足が心配されています。

もしダムがなければ夏に水を使うことができなくなってしまいかもしれません。

水道教室に行って改めて、水を安心して使えるのは、ダムや浄水場で水を管理してくれている人たちのおかげだなと思いました。

これからも、水のもととなる山や川など自然環境を大切に生活していきたいと思っています。

水道事業ガイドライン業務指標を算出しました

「水道事業ガイドライン」に基づき、平成27年度の業務指標を算出しました。
この業務指標は、水道事業に関するさまざまな業務を数値化したものです。水道サービスが維持すべきである「安心、安定、持続、環境、管理、国際」の6つに分類された137項目の指標が設定されています。これらの業務指標を公表して事業経営の透明性を確保し、効率的な経営とサービスの向上に努めていきます。

ここでは、主な業務指標の3年間の推移を紹介します。

●安心：すべての国民が安心して飲める水道水の供給

「水質基準不適合率」は、毎年0%を保持しています。これは水源から蛇口に至るまで、厳しく水質を管理し、すべての水質基準に適合した安全な水道水をお届けしていることを示しています。

●安定：いつでもどこでも安定的に生活用水を確保

当企業団における浄配水場や配水管などの水道施設に関する指標のうち、「配水池耐震施設率」は、築比地浄水場耐震補強工事が完了したことにより、50%を超えた数値となっています。また、導配水管のうち地震に強い耐震管が占める割合である「管路の耐震化率」は45.7%となり、全国的に見ても高い水準となっています。

首都直下型地震の発生が想定される中、引き続き計画的な水道施設の耐震化・更新を進め、災害に強い水道の構築に努めます。

●持続：いつまでも安心できる水を安定して供給

財務状況に関する指標については、「経常収支比率」、「総収支比率」が近年は安定して100%を超えており、給水収益が減少傾向にある中でも、収益的収支において利益が確保されていることを示しています。また、「給水収益に対する企業債利息の割合」及び「給水収益に対する企業債残高の割合」は、年々減少し続けているなど、財政の健全化への取り組みの結果が反映されています。

今後も引き続き健全な財政状況の維持に尽力していきます。

●環境：環境保全への貢献

当企業団では太陽光や小水力発電設備を利用して発生させた電力を利用することによって、「再生可能エネルギー利用率」が表すとおり、施設で使用する電力量を7.8%削減しました。

今後も環境負荷の軽減に配慮しながら持続可能な水道事業の経営に努めてまいります。

水道ガイドライン業務指標(抜粋)

主な指標	指標の意味	指標値		
		27年度	26年度	25年度
安心（水資源の保全や水質管理に関する指標）				
水質基準不適合率(%)	水質基準不適合の発生割合を表しており、0でない場合は、水質基準を超過したことがあったことを示している	0.0	0.0	0.0
安定（将来への備えやリスク管理に関する指標）				
水源の水質事故(件)	油や化学物質の流出などによる年間の水質事故件数を表している	0	0	0
配水池耐震施設率(%)	配水池のうち高度な耐震化がされている割合を表しており、数値が高いほど地震に強い施設が多いことを示している	51.3	51.3	51.3
管路の耐震化率(%)	管路の耐震化の割合を表しており、数値が高いほど水道システムの安全性、危機対応性に優れていることを示している	45.7	45.0	44.1
持続（運営基盤の強化やサービスの充実等に関する指標）				
経常収支比率(%)	経常費用(営業費用+営業外費用)が経常収益(営業収益+営業外収益)によってどの程度賄われているか表している	118.1	115.6	112.1
総収支比率(%)	総費用が総収益によってどの程度賄われているか表しており、これが100%未満の場合は、健全な経営とはいえない	118.1	113.7	111.6
給水収益に対する企業債利息の割合(%)	給水収益に対する企業債利息の割合を表しており、この数値が小さいほうが経営状況が良い	7.1	7.6	8.0
給水収益に対する企業債残高の割合(%)	給水収益に対する企業債残高の割合を表しており、この数値が小さいほうが経営状況が良い	241.1	261.3	272.0
環境（環境保全に関する指標）				
再生可能エネルギー利用率(%)	太陽光発電、小水力発電等の再生可能エネルギー設備により発電された電力の使用割合を表しており、数値が高いほど環境にやさしいエネルギーが多く利用されたことを示している	7.8	9.6	7.7
管理（業務運営や維持管理に関する指標）				
管路の事故割合(件/100km)	事故件数を、延長100km当たりの件数に換算したもので、管路の健全性を示しており、この数値が小さいほうが良い	0.3	0.5	1.2
漏水率(%)	年間配水量に対する年間漏水量の割合を表しており、この数値が小さいほうが良い	0.8	0.9	1.0

●管理：水道施設の適正な維持管理

計画的な配水管の更新や漏水調査の成果として「漏水率」が前年と比べ減少しました。当企業団の漏水率は全国的に見ても低く推移しており、効率的な給水が行われていることを示しています。

出前講座 受付中

企業団では、職員が皆さんの勉強会にお伺いして、水道について分かりやすく説明する『出前講座』を開催しています。

○申し込み対象者：越谷市または松伏町に在住・在勤・在学の方で構成された10人以上のグループ

○講師の費用：無料。交通費等も必要ありません。

○申し込み方法：希望日の2週間前までに総務課宛にお申し込みください。

■問合せ 総務課経営企画担当 内線257

講座内容や申込書など、詳しくはホームページをご覧ください。お電話でお問合せください。



越谷市民まつり、まつぶし町民まつりに出展します



市と町のまつりに出展し、水道水の提供、アンケート調査、パネルの展示を行います。アンケートに回答していただいた方には粗品をお渡しします。ぜひ、お越しください。

まつぶし町民まつり2016

日時 10月16日(日)
午前10時～午後3時30分
会場 松伏記念公園

第42回越谷市民まつり

日時 10月23日(日)
午前9時～午後4時
会場 越谷市役所周辺

■問合せ 総務課庶務担当 内線255

平成29・30年度 物品等入札参加資格登録の受付

企業団が発注する物品の納入等を希望される方は、入札参加資格の登録が必要となります。今回の受付による資格有効期間は、平成29年4月1日から平成31年3月31日です。

対象業種 ・物品購入 ・印刷製本 ・業務委託(工事関係を除く)
・賃貸借業務 ・建設資材

申請方法 申請書類を企業団の「総務課 庶務担当」宛に郵送してください。詳しくは、ホームページに掲載している申請の手引きをご覧ください。

受付期間 11月21日(月)から12月22日(木)まで

■問合せ 総務課庶務担当 内線254・259

節水のご協力ありがとうございました

水不足により、6月16日から利根川水系で10%の取水制限が実施されていましたが、台風等による降雨によりダム貯水量が回復したことから、9月2日をもって全面解除されました。

節水のご協力ありがとうございました。

9月議会結果報告

9月定例議会が9月29日に開かれました。

企業長から提出された議案「平成27年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」は、決算特別委員会を設置して継続審査することとなりました。

各種届け出・お問い合わせ

TEL.048-966-3931

業務時間：平日の月曜～金曜

午前8時30分から午後5時15分まで

○漏水などの緊急時は業務時間外でもお受けします。

○水道の使用開始や使用中止などは企業団ホームページからもお申し込みができます。

<http://www.koshi-matsu.koshigaya.saitama.jp/>
ホームページ→お客さまへ→各種お申し込み

各種届け出	各種届け出	各種届け出	各種届け出
○水道を使用開始するとき	○引っ越しするとき	○水道を一時的に使わないとき(家の改装や長期旅行など)	○使用者の名義が変わるとき
○水道の用途などの変更に関する事	○メーターの撤去に関する事	○給水装置の所有者の名義が変わるとき	○貯水槽の管理や設備が変わるとき
○水道使用水量に関する事	○水道料金に関する事	○水道(給水装置)工事に関する事	○指定給水装置工事業者に関する事
○道路上などの水漏れに関する事	※宅地内の水漏れについては、指定給水装置工事業者へご連絡ください。	○水質に関する事	